

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

### ◇告 示

字の区域の新設

### 目 次

身体障害者福祉法による医師の指定

新たに行おうとする土地改良事業の認可

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(十件)

土地改良事業の認可(二件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功(三件)

### ◇教委告示

教育委員会の招集

### ◇公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者

### ◇雑 報

任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料の額

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設は、昭和五十一年九月一日からその効力を生ずる。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十一年四月二十日現在の地番による。)
若桜町大字高野 字馬場田	八東町大字用呂字馬場田一の一、一の一、二から四まで、五の一から五の三まで、六の一、六の二、七、八、九の一から九の三まで、一〇の一から一〇の三まで、一一から一三まで、一四の一、一四の二及びこれらと一体をなす国有地
若桜町大字高野 字馬場田中通	八東町大字用呂字馬場田中通一五、一六の一から一六の四まで、一七の二、二〇の一から二〇の五まで、二二の二、二二、二三の三、二三の四、二六の二、二七の一、二七の二、二八、二九の三、三二の三、三三の四、三三の三及びこれらと一体をなす国有地
若桜町大字高野 字馬場河原	八東町大字用呂字馬場河原五六、五七、五八の三、五八の四、五九、六〇及びこれらと一体をなす国有地

## 鳥取県告示第六百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内 科	遠 藤 正 人	日野郡日南町生山五一一番地の七日南町国民健康保険日南病院

## 鳥取県告示第六百六十六号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（四ヶ村地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月二十四日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第六百六十七号

昭和五十一年六月十日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（柏尾地区ほ場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地

西伯町土地改良区事務所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百六十八号

昭和五十一年六月三十日付けで八東町から申請のあつた土地改良（妻鹿野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場及び若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百六十九号

昭和五十一年七月十六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(間地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百七十号

昭和五十一年七月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(上野地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百七十一号

昭和五十一年七月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(船

越地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十二号

昭和五十一年七月二十一日付けで溝口町から申請のあった土地改良(金屋谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十三号

昭和五十一年七月二十一日付けで溝口町から申請のあった土地改良(大坂地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百七十四号

昭和五十一年七月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福吉地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

溝口町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百七十五号

昭和五十一年七月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福

永地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

溝口町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百七十六号

昭和五十一年七月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（大内地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十七号

昭和五十一年八月四日付けで若桜町から申請のあつた土地改良(菴米地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(下谷田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十九号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(中河原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年九月二十三日 鳥取県指令受都計第三百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字細田、字捨井及び字横屋田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町四五六

日本交通株式会社

代表取締役 澤

巖

鳥取県告示第六百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年二月五日 鳥取県指令受都計第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市倭文字石橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市倭文三九二番地

倭文西生産森林組合

理事 前田信男

鳥取県告示第六百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

赤碕港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和四十九年七月十九日 鳥取県指令受河第百十四号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十一年八月三十一日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷一六九六一四、一七〇八一二、一

七一一二、一七二一一二及び一七三五二四の地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷一七三五二四地先赤碕港

臨港道路上の標柱から九二度一〇分四〇メートルの地点

2の地点 1の地点から三五四度三〇分九五・五メートルの地点

3の地点 2の地点から八五度〇〇分六・一メートルの地点

4の地点 3の地点から一七四度四〇分九五・五メートルの地点

(三) 面積

五八二・五五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

赤碓町役場

鳥取県告示第六百八十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

田後港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和四十九年八月三十日 鳥取県指令受河第百八十四号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十一年八月三十一日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字田後字日和山五六〇番地

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び1の地点と11の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1 田後灯台(北緯三五度三五分三四・〇六秒東経一三四度十九分〇八・六九秒。以下「A地点」という。)から二一七度〇〇分八四メートルの地点

2 A地点から二二五度〇〇分二九三メートルの地点

3 A地点から二二六度〇〇分三〇三メートルの地点

4 A地点から二二七度三〇分二九九メートルの地点

5 A地点から二二六度五〇分二九四メートルの地点

6 A地点から二二八度一〇分二五五メートルの地点

7 A地点から二三〇度一五分一九一・五メートルの地点

8 A地点から二二九度二〇分一八九メートルの地点

9 A地点から二二七度五〇分一八九メートルの地点

10 A地点から二二三度四〇分八八メートルの地点

11 A地点から二二一度三〇分八三メートルの地点

(三) 面積

三、〇三二・九七平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

鳥取県告示第六百八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した



ので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

赤碕港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十一年一月十九日 鳥取県指令受河第三百十九号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十一年八月三十一日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字鉢屋敷二二五四番地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を結ぶ  
春分秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた  
区域

1 東伯郡赤碕町大字赤碕字鉢屋敷二二五八番地先の二級河川化粧川  
西港橋左岸下流橋脚端(以下「A地点」という。)から七一度四分  
一七メートルの地点

2 A地点から七三度三分二九メートルの地点

3 A地点から四度三分八七・五メートルの地点

4 A地点から三五七度〇〇分八一メートルの地点

(三) 面積

九五〇・七六平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

赤碕町役場

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年八月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和五十一年九月三日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県社会教育委員の任免について

(2) その他

公 告

昭和51年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次の

とおりである。

昭和51年8月31日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

前田 昭夫	小椋阜士夫	山本 精人	音田 寅	前村 和也
中江 航士	池田 一美	勝部 涉	笹山 喜八	木村 勝弘
矢澤 治之	吉岡 育明	玉川 熙栄	荒松 清人	藤本 久雄
居川猛太郎				

雑 報

任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料の額の公告について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の3第2項、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第47条の8第2項及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第181号）附則第2条第5項に規定する地方職員共済組合の昭和51年4月1日における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料の額は、次のとおりであるので公告する。

昭和51年8月31日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

平均給料の額 151,000円

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】